

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
20	育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し	1
7	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し	4
17	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用	9
11	要介護(要支援)認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し	11

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 第2次回答

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し

提案団体

指定都市市長会、大治町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。

(例)

- ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする
- ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する
- ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する
- ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる 等

具体的な支障事例

現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を含めて一から案内することになり、窓口対応に30分～1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入所内定となった場合は苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や、保留者へのフォローアップなど、寄り添った対応をするための時間の確保を難しくしている。

また、保護者にとっても、入所意思がないにもかかわらず、育児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。

さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の事務負担が軽減されるほか、真に保育所への入所を希望する者に対する不合理な内定保留の減少や制度の利便性の向上が期待できる。

根拠法令等

雇用保険法第61条の7第1項

雇用保険法施行規則第101条の25第1号

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)「育児休業給付の内容と支給申請手続」(厚生労働省都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク))

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、越谷市、千葉市、荒川区、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、草津市、守口市、熊本市

○現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

当区では、こういった育児休業の延長等のために入所を希望しないにも関わらず、入所申込みを行う事例が年々増加しており、令和5年4月入所においては、申込件数の1割を超えている状況である。

保護者にとって入所が前提ではない申込みを行うことは負担であり、区としても入所が前提でない申込みについて、入園相談・窓口対応・審査に係る事務を行うことが大きな事務負担となっている。

○当市においても、育児休業延長(保留狙い)のための保育所申込みは一定数あり、それに係る窓口業務及び利用調整事務の負担、実際の保育需要との乖離等があるなど、同様の支障事例が生じている。

○入所申込を行っていない(忘れていた)者から、育児休業延長のために保留通知の交付を求められることがある。しかし、入所申込があっていないため、入所保留通知は交付できない旨を伝えると逆ギレされる等の不要なトラブルに巻き込まれ、対応に時間を割かれるケースがある。

○当市では育児休業の延長等を目的に、施設等を利用しないことが前提の利用申し込みは受け付けないこととしているが、トラブル回避のため、申請書に「育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に先行優先順位を自分より低い人に譲っても構わない」といったチェック項目により、実質的に育休延長希望者を把握し、積極的に入所調整を行わないこととしている。結果、育児休業延長等を目的とした申請も受け付けざるを得ない状況である。入所不可の決定については審査基準に則り慎重に決定されるべきものであるため、受理から決定、通知に至るまで多くの事務行程を含む。入所意思のない申請についても同様の事務作業を要するため、本来必要のない事務負担が生じている。また、保護者の理解不足により、入所申請をせず、不可決定が無いため給付が受けられない等のクレームを受けることもあり、対応に苦慮している。

○当市(人口約30万人)においても、育児休業延長希望者への対応に非常に苦慮している。保留通知に加えて、「保育施設に入所できていない状況の証明」を毎月のように求める保護者が多数おり、年間800件以上の証明書を発行している。

育児休業を取得することを保護者に後ろめたく感じさせるなど、少子化対策・子育て支援の足かせとなっている。

#### 各府省からの第1次回答

育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には例外的に最長2歳に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項を既にお示ししているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された「平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡」に沿って事務を進めてきたものの、平成30年度と現在では社会情勢が大きく変わってきており、現場レベルでは大きな支障が出ていることから、今回改めて提案したところである。

先日閣議決定された「こども未来戦略方針」では、3つの基本理念「(2)社会全体の構造・意識を変える」において、「職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるようにしていく必要がある」「育児休業制度自体についても、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する(中略)必要がある」と示されている。

一方で、育児休業終了後に復職する意思を持ちながら、1歳以降も「しばらく子育てに専念したい」と考える保護者が多数存在している現状があり、その場合でも、勤務先に就労証明書の発行を依頼する必要があることは、こども未来戦略方針の「気兼ねなく育児休業制度を使える」とは相違している。

育児休業延長希望者による入所申込は近年増加傾向にあり、育児休業延長希望者に対しても、入所希望者と同様又はそれ以上の説明や事務処理が必要となるため、育児休業延長希望者の増加に伴い、自治体の負担が大きくなっている。

厚生労働省におかれては、単に平成31年の事務連絡をもって解決済とするのではなく、社会情勢の変化や現場の実情、「こども未来戦略方針」の趣旨を踏まえた上で、再度検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

##### 【全国市長会】

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいとあるが、育児休業をめぐる環境やニーズの変化など現場から様々な課題等が寄せられているため、具体的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

育児休業・給付の延長に係る要件について、「保育保留通知書」によらず、ほかの手段により確認すべきではないか。

市町村の事務負担等を踏まえ、更なる運用上の工夫等について、検討いただきたい。

「こども未来戦略」により、本制度がどのような影響を受けるのか整理いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

育児休業・給付の延長を希望し保留通知書を求める保護者の行動が、自治体の業務に混乱と負担をもたらしている可能性があることから、客観的に「保育所等の利用を申し込んだこと」、「当面入所できないこと」を確認することに加えて、「育児休業・給付を延長しなければならない状態であること」をハローワークが認定した場合に限り、延長を認めることが考えられる。

具体的には、復職の意思や復職のために保育所等を利用する必要性などについて、本人からの申告書に基づき判断することとし、申告書には、入所申込み及び結果に関する事項（例えば、「入所申込年月日」、「入所申込先の市区町村名」、「入所希望保育所名」、「申込時における入所希望年月日」、「選考結果」など）の記載を求める。記載内容の事実を裏付ける書類として入所保留通知書等証明書類を申告書に適宜添付することとし、書類が添付されていない場合や、添付された書類では記載された内容の確認には不十分である場合は、ハローワークから市区町村に直接事実関係を照会する。申告内容の確認ができない限り延長を認めるわけにはいかないため、当該運用に当たっては、市区町村の情報共有の御協力が不可欠と考えている。

上記見直しにより、単に入所保留通知書を提出するだけでは延長が認められないこととなり、市区町村が住民から直接苦情を受けることや、住民による不適切な行動は減少することが期待される。

（再検討の視点の3つ目について）「こども未来戦略方針」においては、育児休業・給付の給付率、時短勤務の活用を促すための給付について言及があるが、育児休業・給付の延長措置については触れられていない。なお、育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで希望に応じてキャリア形成との両立が可能となるようにすることも「共働き・子育て」の項目に含まれている。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、国土交通省 第2次回答

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び活動計画期間の見直し

## 提案団体

広島県、宮城県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

地域再生エリアマネジメント負担金制度における、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付の事務については、活動エリアが複数の自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となれるように要件の見直しを求める。

また、地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【事務主体について】

地域再生法では、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されている。

市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする DMO が本制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続が煩雑になり、実務上活用が困難となっている。

例えば、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうち DMO」を形成し、観光振興に取り組んでいるが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度を導入することは実務上困難である。

## 【更新手続について】

地域再生法における地域来訪者等利便増進活動計画の計画期間については、「五年を超えないものに限る」とされており、5年を超える長期的な施策展開を行いたい場合には、少なくとも5年ごとに計画の作成と市町村長による認定及びそれに伴う議会の議決が必要があり、制度を活用するに当たっての負担が大きい。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に即した制度運用が可能となり、広域の観光施策の展開が促進され、観光サービスの充実等につながる。

## 根拠法令等

地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7第1項、第2項及び第9項、第17条の8第1項及び第2項、第17条の9第1項、地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡山県

—

## 各府省からの第1次回答

## 【事務主体について】

## ＜現行制度の考え方＞

地域再生エリアマネジメント負担金制度（以下「本制度」という。）は、事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度である点を踏まえ、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の範囲内でのみ負担金を徴収できる旨規定していることから、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、受益事業者の利害関係が一致し、反対者を含めた負担金徴収の合理性が担保できる範囲として、①自然的経済的社会的に一体であって②事業者が集積している地域を導入対象としており、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。

また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、民間主体でまちづくり等を積極的に行う取組であり、活動地域の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。

さらに、市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、本制度の事務主体は市町村としている。

なお、複数市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行い本制度を活用することも可能である。

## ＜回答＞

ご提示の支障事例は上記①・②の要件の充足が困難であると考えられ、その他の同趣旨の要望も確認されず、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。

## 【更新手続きについて】

## ＜現行制度の考え方＞

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、団体のガバナンス確保や、負担金負担者の権利保護の観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、国内の類似した他制度も参考にし、計画期間の上限を設けている。

## ＜回答＞

計画期間について、何ら制限なく設定可能とすることは適当ではなく、ご提案の内容については対応が困難であると考ええる。

（別紙あり）

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

## 【事業主体について】

せとうちDMOは、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県の7県内でせとうちブランドの確立に向けた情報発信や魅力発信事業等を行い、来訪者・滞在者の利便性を高める活動に取り組んでいる団体である。同団体の活動のうち、来訪者・宿泊者の増加につながり、ホテル・旅館等がその利益を受ける情報発信系事業に対して、地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用することを想定している。

しかしながら、現行制度では、複数の市町村域を越えたエリアで制度を導入する場合、情報発信事業の対象となる市町村ごとに、計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付を行わなければならない、制度を活用するための手続きが煩雑である。

都道府県が主体となる制度事例として、宿泊税は都道府県単位での導入が可能であるほか、米国カリフォルニア州では、州全域でTID負担金として徴収された資金が州全体の観光振興財源として使用できるよう法が整備されている。

これらを踏まえ、改めて、都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となり手続き窓口を減らすことで、市町村域を越えて活動するエリアマネジメント団体が制度を活用しやすくなるよう、制度の見直しを検討いただきたい。

## 【更新の手続きについて】

一定期間ごとの活動の効果を検証することは必要であると認識しているが、その期間が必ずしも5年を上限とする必要はないのではないか。地域の実情に応じた期間を設定することについて、改めてご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

広域連携 DMO(市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする DMO)には、安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがなく、安定的・継続的な運用を行うことが困難な状況を踏まえ、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

地方分権改革推進室と共に提案団体及びDMOに対して、立法事実について確認していただきたい。制度を運用するための手続きが複雑で、市町村の負担が大きい。活用事例が大阪市の1件のみであり、横展開が弱い。広域的に使えるようにすれば制度活用が進むということであれば、積極的に検討すべきではないか。行財政能力の高い都道府県が調整能力を発揮できる仕組みとする方が、制度展開が進むのではないか。「ナビゲーション・ガイド」では、計画期間について各地方公共団体の判断に委ねることを原則としており、また、例外的に計画期間を国が設定する場合は見直しのための期間を十分に確保すべきとされている。活動計画の計画期間が「5年を超えないもの」とするのは短すぎであり、地方自治体が裁量をもって期間設定をできるようにすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

## 【事務主体】

地域再生エリアマネジメント負担金制度は、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の限度において、負担金を強制徴収する制度である。このため、受益と負担の関係を明確にし、反対者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲として、商店街や温泉街等を想定し、

①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、

②当該地域の(中略)事業者が集積している地域

を導入対象地域としている。

一方で、せとうち7県全域という広域では、提案団体及び DMO に対する確認の結果、本制度の本質である、受益事業者の範囲や利益の内容・程度が明確になっていないこと、また、提案団体のうち宮城県でも、具体的な支障事例は確認されていないことから、本制度を活用できるだけの具体的な受益事業者の範囲や利益の内容・程度が提示されるとともに、7県において連携して実施する体制や受益事業者の同意の確保の見通しが明らかとなった段階で改めて検討したい。

なお、本制度を活用する上で、受益算定のノウハウ不足が課題の一つであるため、各地のエリアマネジメント活動を対象とし、受益算定のケーススタディ調査を実施しており、今後も継続するとともに、制度活用に向けた伴走支援や周知等も引き続き行ってまいりたい。

## 【計画期間】

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、反対していても強制的に徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。

このため、国内の類似した他制度も参考にし、5年という上限内で地域の実情に応じて計画期間を設定できるとしており、何ら制限なく計画期間を設定可能とすることは適当ではないと考えることに加え、提案団体及び DMO に対する確認の結果、5年を超える計画期間でなければ支障が生じる事業や事象が明らかとなっていないことから、将来的に具体的になった段階で、計画の終了後も活動を継続する場合に、受益事業者間で合意形成がなされていれば、計画の認定手続の簡素化を図ること等について、改めて検討したい。

なお、地方公共団体の事務負担は、活動計画の作成主体が民間のエリアマネジメント団体であるため、そもそも少ないものとなっている。

## 【事務主体について】

## ＜現行制度の考え方＞

地域再生エリアマネジメント負担金制度（以下「本制度」という。）は、反対者を含む地域の事業者から、公権力の行使により私有財産たる金銭の強制徴収を行う制度であることを踏まえ、徴収可能な対象として、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の範囲内である点を規定しており、加えて3分の2以上の受益事業者の同意を得ることを要件としていることから、受益事業者の範囲及び当該活動によって受ける利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、当該活動により地域の事業者が概ね等しく利益を受けることが見込まれる等利害関係が一致し、反対者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲として、

①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、

②当該地域の（中略）事業者が集積している地域

を導入対象地域としており（地域再生法第5条第4項第6号）、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。

また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、イベントの開催等民間主体でまちづくりや地域経営を積極的に行う取組であり、活動地域の商業等の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る地域来訪者等利便増進活動計画（以下「活動計画」という。）の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。

さらに、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、以上の観点を満たす主体として、本制度の事務主体は市町村と規定している。

実際に、大阪府大阪市における本制度の活用事例についても、大阪駅周辺の事業者が集積している数街区において、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度を明確化した上で、大阪府が事務主体となり、本制度を導入しているところ。

なお、仮に複数の市町村にまたがる区域でエリアマネジメント活動が行われる場合であっても、各市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行うことで本制度の活用が可能である。

## ＜回答＞

提案いただいた情報の限りでは、提示された具体的な支障事例は上記①・②の要件を満たすことは困難であると考えられ、またその他の同趣旨の要望は確認されていないことから、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されるようであれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。



**【更新手続きについて】**

## &lt;現行制度の考え方&gt;

上述のとおり本制度は金銭の強制徴収を伴う制度である点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、負担金の徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、計画期間終了後に活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、海外のB I Dの取組や国内の他制度において類似の観点で設けられた計画期間の年数の上限等も参考にしながら、計画期間の上限を設けている。

## &lt;回答&gt;

公権力の行使による負担金徴収を可能とする活動計画の期間について、何ら制限なくエリアマネジメント団体等の判断で設定できることとすることは適当ではなく、またその他の同趣旨の要望は確認されていないことから、ご提案の内容については、対応が困難であると考えます。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

227

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。

具体的な支障事例

【現状】

建築確認については、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。

一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査等の事務は建築主事のみが行っている状況である。

【支障】

近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に多くの人員を配置する必要がある。

しかし、被災後は公共施設や公営住宅、UR 団地等についても大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれらの計画通知は特定行政庁に置かれた建築主事に対応しなければならないと規定されていることから、これらの業務に迅速に対応することが困難となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国等の建築物に係る審査・検査等の業務負担が指定確認検査機関に分散し、建築主事の業務負担が軽減される。これにより、大規模災害時には、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に重点的に人員を配置し、被災地の復興を効率的に推進することが可能となるなど、住民サービスの向上が図られる。

根拠法令等

建築基準法第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、福島県、福島市、高崎市、春日部市、岐阜市、奈良県、鳥取県、徳島県、延岡市

○指定建築検査機関へ確認申請が開放され、当市での取扱い件数は減少傾向にあるものの、その分、審査人員も減少している。そのため、災害が発生した場合、国や県・市等の建築計画の期間が重複・集中し対応可能な審査件数を上回ることが想定され、これらの審査業務を迅速に対応することが困難となることが想定される。また、当市では今後、人口の推移や財政状況を踏まえながら、老朽化した公共施設と市営住宅について再編整備を検討しており、それに伴い計画通知件数の増加が見込まれることから、計画通知について指定確認検査機関でも取り扱うことができるようにすることに賛同する。

#### 各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、国等の建築物に係る審査・検査への指定確認検査機関の関与のあり方に関して、当該事務の実行性にも留意しつつ、検討を行うこととしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「当該事務の実効性にも留意しつつ、検討を行う」とされているが、国等の建築物に係る計画通知について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、法改正時期を含め具体的にはどのようなスケジュールで見直しを行うのかご教示いただきたい。  
過去の災害時における計画通知件数の実績としては、当県においては阪神・淡路大震災で発災前の最大2.5倍に増加し、宮城県及び福島県においては東日本大震災で発災前の最大3倍にまで増加している。大規模災害がいつ起きてもおかしくない近年の状況の中においては、可能な限り速やかにご検討願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要がある、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。地方自治体の実態を十分聴取の上で検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

特定行政庁・指定確認検査機関に対し、当該事務の実行性についてヒアリング等を行っているところであり、当該ヒアリング等の回答を踏まえ、指定確認検査機関が行う具体的な事務の範囲について精査した上で、速やかに検討を進めてまいりたい。

## 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲の見直し

提案団体

我孫子市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険・要介護(要支援)認定調査における居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲について、更新調査のみでなく新規の調査を可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

要介護(要支援)認定調査においては、新規の認定調査については市町村が実施する(指定事務受託法人への委託は可能)こととされており、居宅介護支援事業所に所属する認定調査員への委託ができない。申請者や家族の状況により、土日・祝祭日等の調査を希望されることがあるが、対応が困難な状況である。

また、市内及び近隣市の居宅介護支援事業所が指定事務受託法人として指定を受けることも難しく(事業所として指定事務受託法人の役割を担いきれず受け手がない)、市認定調査員の確保も難しい状況が続いており、申請者数の増加への対応が困難となっている。

新規調査件数は増加しており、現行制度では新規申請に係る認定調査の事務が追い付かず、利用者にも認定までの時間を要してしまい、すみやかなサービス提供が開始できないという形で影響が生じてしまっている。

さらに、今後団塊世代の高齢化が目前に迫っていることからさらなる急激な増加が確実に見込まれ、危惧される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

更新調査に限らず、新規の認定調査についても居宅介護支援事業所に委託が可能となることで、新規調査の担い手を確保することができ、増加する申請への対応及び申請から認定までの期間の短縮など、市民サービスの向上につながる。

(参考)新規調査件数

平成25年度:1,340件

平成30年度:1,532件

令和4年度:1,852件

根拠法令等

介護保険法第27条第2項、第24条の2、介護保険法施行令第11条の2第2項、介護保険法施行規則第34条の2第2項第3号、第34条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

函館市、盛岡市、ひたちなか市、足利市、船橋市、川崎市、御嵩町、浜松市、枚方市、羽曳野市、安来市、広島

市、高知県

○申請者や家族の状況により土日・祝祭日を含め開庁時間以外の調査を指定(希望)されることにより、対応が困難な状況がみられる。

○居宅介護支援事業所へ委託することで、調査の割振りに選択肢が増え、柔軟な対応が可能となる。認定調査員の要件の緩和(介護支援専門員以外での調査を可とするなど)等についても併せて検討する必要がある。

○指定市町村事務受託法人においては、調査員の確保に苦慮しているため、介護支援専門員証がなくともその受験資格のある者については、認定調査の実施が可能とされたところである。しかし、受験資格の1つである、「実務経験者5年以上」が調査員の候補者の範囲を大きく狭めており、事務受託法人から候補者がいるのに調査員として採用できないとの声が挙がっている。

## 各府省からの第1次回答

要介護認定は、保険者がその責任と権限に基づき、被保険者が介護が必要な状態にあるかどうかを確認する行為であり、介護保険制度の根幹である。

介護保険法においては、要介護認定の公平性・中立性を確保するため、新規申請に係る認定調査については、市町村又は指定市町村事務受託法人が行い、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査については、市町村、指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等が行うこととしている。新規申請に係る認定調査については、当該事業者が新たな要介護者に対して自らのサービスを受給させるという利益誘導的な観点からなされる蓋然性がより大きくなるのが想定されるため、公正性及び中立性を確保する観点から、指定居宅介護支援事業者等に委託することは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

新規申請に限らず、更新・区分変更申請においても、対象者が利用する介護サービス・事業所が変更となることがある。居宅介護支援事業者等が更新・区分変更申請における認定調査を行う場合、本業であるケアプラン作成業務等で不正な運営を行っていないことが条件となることから、不適切な事業所はこの段階で一定の線引きがなされていると考える。

「新規の認定調査」と「更新・区分変更申請に係る認定調査」では、調査項目等に差異はない。

また、認定調査から介護サービスを利用するまでには居宅介護支援事業者等以外の主体(主治医意見書を作成する医師、介護認定審査会委員等)が関与する複数の段階が存在している。

これらを踏まえつつ、ケアプランを作成するケアマネジャーの選択・決定権は市民にあること、認定調査の際の営業活動の禁止に関する周知を徹底することで、利益誘導的な調査が行われる蓋然性は解消できると考える。したがって、公正性及び中立性の観点においても問題ないとする。

なお、指定居宅介護支援事業者の多くは居宅サービスを行っており、また、本業のケアプラン作成業務を行いつつ、従として認定調査を行おうとする場合には、市町村事務受託法人制度の活用は馴染まないという課題がある。

介護認定申請者数が増加傾向にある本市では、申請から介護認定までに60日以上を要しているケースが一定割合あり、かつ増加しており、同様の課題を抱えた他の多くの自治体からも、認定調査の担い手の確保に苦慮している声が上がっている。

以上を踏まえ、今後の介護需要の高まりに対応すべく、新規の認定調査主体を指定居宅介護支援事業者等にも拡大していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【船橋市】

新規申請に係る認定調査を、指定居宅介護事業者等に委託することが困難な理由として、当該事業者が新たな要介護者に対して、自らのサービスを受給させるという利益誘導的な観点からなされる蓋然性が、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査と比べて、より大きく(高く)なることが予想されることを挙げているが、この理由によると、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査は、新規申請に係る認定調査に比べて、上記の蓋然性が小さい(低い)ことから、指定居宅介護事業者等へ委託することが可能という解釈となってしまうため、蓋然性の大小(高い・低い)という相対的な概念によって判断することは妥当ではなく、あくまでも認定調査の公正性を確保できるかで判断すべきである。この点について、現状では、指定居宅介護事業者等へ委託した更新申請及び区分変更申請に係る認定調査については、介護給付等費用適正化事業の要介護認定の適正化として、調査票の内容について市職員が点検を実施しており、新規申請について委託が可能になった場合にも、同様に調

査票の内容を点検することで、認定調査の公正性を確保することは可能である。  
また、上記の蓋然性が大きく(高く)なることが懸念されるのであれば、委託者である市町村が、新規申請に係る認定調査を受託した指定居宅介護事業者等に対して、自らのサービスを受給させるという利益誘導的な認定調査を行わないよう、誓約書の提出を求めるといった対応を義務付けるなど、見直しに向けた方策を柔軟に検討していただきたい。

#### 地方六団体からの意見

—

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

更新・区分変更申請に係る認定調査を指定居宅介護支援事業者等に委託する場合、あるいは、新規認定に係る調査を指定市町村事務受託法人である指定居宅介護支援事業者等に委託する場合は、いずれも、当該事業者が本業であるケアプラン作成業務等で不当な行為を行っていないことが前提とされており、悪徳な事業者はこの段階で排除されることになるのではないかと考える。  
これらを踏まえれば、新規申請に係る認定調査の実施に際し、利益誘導行為をしないことを誓約させたり、仮にそのような行為があった場合は調査対象者が市区町村に報告する等、一定の条件を設けることで、利益誘導的な調査がなされる蓋然性は解消されるのではないかと考える。2005年の介護保険法改正の背景として、実際に利益誘導を行った実態はあるか等についても整理し、それらを踏まえて調査主体の拡大について検討すべきではないか。  
更新・区分変更申請に係る認定調査と比べ、新規申請に係る認定調査は利益誘導的な観点からなされる蓋然性が大きくなることについて、合理的根拠を示すべきではないか。  
追加共同提案団体も多いことから、市区町村の要介護認定に係る調査の実態・課題を把握し、今後の介護需要の増加に対応すべく、認定調査の担い手確保策を早急に検討すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

要介護認定の新規申請における認定調査は、変更・更新申請とは異なり、過去の調査における審査会での判定結果等の情報がない中で、要介護認定の審査の基礎となるものであることから、公平・中立な立場からエビデンスに基づいた認定ができるような調査を行う必要があることに留意が必要である。  
一次回答でお示したように、上記の観点から、新規申請に係る認定調査については、当該事業者が新たな要介護者に対して自らのサービスを受給させるという利益誘導的な観点からなされる蓋然性がより大きくなることが想定されるため、公正性及び中立性を確保する観点から、指定居宅介護支援事業者等に委託することは困難であるとしたところである。  
平成16年の社会保障審議会介護保険部会(第9回)においては、認定調査の委託を行った場合とそうでない場合とを比較すると、施設の場合には、委託を行った方が平均要介護度が高くなる傾向が見られるとする結果が報告された。また、平成17年の国会においても、「介護サービス事業所で働く介護マネージャーによるサービス利用者の不適正な掘り起こしや、ケアマネージャーによる認定調査が甘く行われている」といった指摘があった。このような経緯に鑑みて、新規申請に係る認定調査を、制度施行当初のように指定居宅介護支援事業者等に行わせることとしてもよいとする十分な根拠が示されていない。  
こうした中で平成18年の制度改正においては、指定居宅介護支援事業者等に利益誘導を行わないことを誓約させるのではなく、委託先を都道府県が指定する指定市町村事務受託法人に限定することで調査の公正性・中立性を確保したところである。その際、指定の要件として、居宅サービス等を提供していないこと等が規定されたが、例外として、受託しようとする法人の事務所が所在する市町村内に既存の指定市町村事務受託法人が存在しないことや、その他これに準ずる事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでないとした。  
指定市町村事務受託法人は全国で200、多い県は15程度あり、認定調査を専門に行っている事業者もある。今回の提案団体である我孫子市内には指定市町村事務受託法人がない状況であるため、その背景について当該自治体及び管轄都道府県から聴取したい。  
また、指定市町村事務受託法人の更なる活用のためには、当該法人を指定する県と提案団体との間のコミュニケーションが必要であるため、提案団体及び追加提案団体の状況改善に向けた協力を管轄都道府県に求めていきたい。  
(注)指定居宅介護支援事業者等が本業であるケアプラン作成業務等で不正な運営を行っていないことは当然のことであり、このことをもって新規申請にかかる認定調査実施の妥当性を述べることはできないと考える。